



吸入指導連携フロー

病院

【初回】

患者に対し吸入連携について説明と同意確認
吸入指導依頼書を記入, 院外処方箋を発行

保険薬局

吸入指導を行い吸入指導評価表を記入し,
FAX返信 (情報のフィードバック)

病院

返信された吸入指導評価表をカルテに反映させる



【2回目以降】

継続指導と情報のフィードバック

保険薬局

- ① 医師は吸入指導初回の患者に対し、吸入指導連携（病院と保険薬局間の患者情報の共有化と吸入治療のサポート）の説明と同意確認を行います。（2回目以降の指導に関しては初回にて同意済みの箇所にレ点チェックを入れて下さい。）
- ② 医師は吸入指導依頼書（表面 A）、吸入指導評価表（裏面 B）の破線内に必要事項を記入し、院外処方箋と共に患者に渡します。
- ③ 患者は依頼書および院外処方箋を保険薬局に提出します。
- ④ 保険薬局の薬剤師は依頼書の内容を確認し、各デバイスの指導箋をもとに吸入指導を行い、評価表を記入します。評価表の【手技評価】の各項目は○（できる）、△（確認が必要）、×（できない）の3段階で評価し、継続指導の必要性の有無を記入して下さい。初回指導または新規薬品が処方されている場合には項目に沿って説明を行い、できることを確認したらレ点チェックを入れて下さい。＜医師への連絡事項＞の欄は該当する項目にレ点チェックを入れ、詳細を記入して下さい。＜薬剤師から医師へ＞の欄はその他気になる事項を自由に記入して下さい。
- ⑤ 保険薬局の薬剤師は評価表を依頼元の病院に FAX 送信します。FAX 番号は各病院で設定し、依頼書及び評価表に記載された番号として下さい。保険薬局は FAX 送信後、必要に応じて病院に FAX 受信確認をして下さい。
- ⑥ 病院は各施設のシステムに従って評価表を保存し、評価内容を次回診察時に医師が確認できるようにします。評価表の記載に不明な点がある場合は、保険薬局に確認して下さい。依頼書を発行する頻度は医師の判断に委ねるものとしますが、症状のコントロールが良好な場合でも定期的に吸入指導を行い、手技や理解度の確認を行うことを推奨します。

※ご不明な点は下記の青森県吸入療法研究会担当までお問い合わせください。

- ・加藤 傑 (弘前市薬剤師薬局) TEL 0172-32-9188
- ・小笠原 和也 (マエダ調剤薬局中央店) TEL 0172-88-8945